

### 目次

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会                | 1～2   |
| 平成 29 年度 県立産業技術専門学院入学生募集!           | 3     |
| 就職の悩みは「サポステ」で解決!                    | 4     |
| 全国労働衛生週間実施要項／茨城県産業安全衛生大会開催          | 5     |
| 障害者就職面接会(前期)のご案内                    | 6     |
| 改正育児・介護休業法等が平成 29 年 1 月 1 日に施行されます! | 7     |
| 労働委員会の窓から                           | 8～9   |
| 11 月はワーク・ライフ・バランス推進月間です             | 10～11 |
| カウンセリング講座のご案内                       | 12    |
| 大好きいばらきUIJターン ～いい顔で働こう。～            | 13    |
| 報告! インターンシップ                        | 14～16 |



茨城県マスコット  
ハッスル黄門

賞下げ
解雇
配置転換
パワハラ

秘 密 厳 守

第1回 10/1(土) 第2回 10/20(木) 第3回 11/10(木)

個別的労使紛争のあっせんに係る

# 労働相談会

労使間のトラブルでお困りの方、無料で解決をお手伝いします!

|     |                       |                                       |
|-----|-----------------------|---------------------------------------|
| 第1回 | 10月1日(土) 13:00~16:30  | いばらき就職・生活総合支援センター2階<br>(水戸市三の丸1-7-41) |
| 第2回 | 10月20日(木) 17:00~19:00 | 県庁舎23階 茨城県労働委員会事務局<br>(水戸市笠原町978-6)   |
| 第3回 | 11月10日(木) 17:00~19:00 | 県庁舎23階 茨城県労働委員会事務局<br>(水戸市笠原町978-6)   |



第2, 3回目は電話での相談も行っています。

### 相談会について

～労働問題に関する豊富な知識と経験がある茨城県労働委員会委員(弁護士, 学識経験者, 労働組合役員, 会社役員など)が, ご相談に応じます～



【事前予約制】→前日までに, 事務局までお電話(029-301-5563)でご予約ください。



【対象者】→県内に所在する事業所の労働者及び使用者。

※正社員, 契約・派遣社員, パート, アルバイトなど雇用形態は問いません。

### 相談事例



【労働者から…】

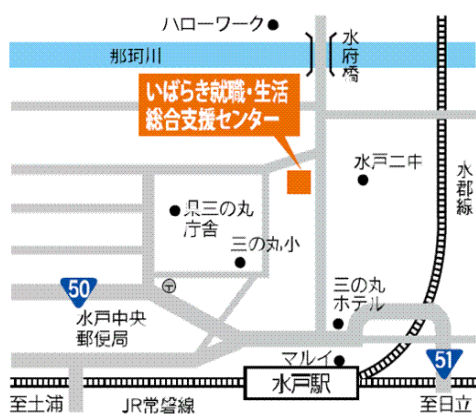
- 事業主から退職を強要されている。退職しなければならないのか。
- 会社に退職金を請求したが, 支払えないと言われた。
- パートタイムで働いているが, 何の説明もなく時給を下げられた。



【使用者から…】

- 社員に配置転換を命令したが, 理由もなく拒否された。
- 社員から高額な退職金の上乗せを求められて困っている。
- 経営不振で労働条件を変更したいが社員との話し合いがうまくいかない。

### いばらき就職・生活総合支援センター 位置図



水戸駅から徒歩10分/駐車場あり

### 茨城県庁 位置図



水戸駅南口③番乗場「県庁直通」バス約20分/駐車場あり

＜ご相談とお問い合わせはこちらまで＞



茨城県労働委員会事務局



〒310-8555 水戸市笠原町978-6 (県庁23階)

☎029-301-5563 (労使紛争のあっせん等)

☎029-301-5568 (不当労働行為の審査)

✉roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL: <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

# 平成 29 年度県立産業技術専門学院入学生募集！

県立産業技術専門学院では、平成 29 年度入学生を下記のとおり募集いたします。  
 企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス編制によりきめ細やかな指導を行っており、高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。  
 また、公立で授業料が安いというえ、就職に有利な資格を複数取得することができるなど、多くのメリットがあります。  
 毎年度、高い**就職率**で、ほぼ全員が正社員として、希望どおり就職しています。  
 (H27 就職率：100%)  
 多くの皆様のご応募をお待ちしております。

## 記

### 1 募集内容について【普通課程】

| 募集施設                                                     | 訓練期間 | 募集訓練科     | 募集定員 |
|----------------------------------------------------------|------|-----------|------|
| 産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院<br>水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160) | 2 年  | 自動車整備科    | 20 名 |
|                                                          |      | 建築システム科   | 25 名 |
|                                                          | 1 年  | 電気工事科     | 20 名 |
| 日立産業技術専門学院<br>日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)            | 1 年  | 機械加工科     | 15 名 |
|                                                          |      | 金属加工科     | 20 名 |
| 鹿島産業技術専門学院<br>鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)             | 2 年  | プラント保守科   | 20 名 |
| 土浦産業技術専門学院<br>土浦市中村西根番外 50 (TEL029-841-3551)             | 2 年  | 機械技術科     | 20 名 |
|                                                          |      | コンピュータ制御科 | 20 名 |
|                                                          |      | 自動車整備科    | 20 名 |
| 筑西産業技術専門学院<br>筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)            | 2 年  | 機械システム科   | 20 名 |
|                                                          | 1 年  | 電気工事科     | 20 名 |

### 2 選考試験について

|       | 推薦入学者選考試験<br>[高等学校長・中等教育学校長推薦]<br>[特別推薦(事業主推薦)] |
|-------|-------------------------------------------------|
| 受付期間  | 平成 28 年 9 月 5 日(月)～9 月 23 日(金)                  |
| 選考試験日 | 平成 28 年 9 月 30 日(金)                             |
| 合格発表日 | 平成 28 年 10 月 7 日(金)                             |
| 試験場所  | 入学を希望する産業技術専門学院                                 |

|       | 一般入学者選考試験 A 日程                    | 一般入学者選考試験 B 日程                    |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 受付期間  | 平成 28 年 10 月 11 日(火)～10 月 28 日(金) | 平成 28 年 11 月 14 日(月)～12 月 12 日(月) |
| 選考試験日 | 平成 28 年 11 月 4 日(金)               | 平成 28 年 12 月 16 日(金)              |
| 合格発表日 | 平成 28 年 11 月 11 日(金)              | 平成 28 年 12 月 22 日(木)              |
| 試験場所  | 入学を希望する産業技術専門学院                   |                                   |

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。  
 また、茨城県商工労働観光部職業能力開発課(TEL029-301-3653)でもご案内しています。



# 就職の悩みは「サポステ」で解決！！



## サポステとは何か

厚生労働省では、就労意欲を持ちつつも、何らかの課題を抱え一人で求職活動を行うことができない15歳から39歳までの若年無業者を対象として、その職業的自立の支援を目的に全国160箇所に「地域若者サポートステーション（通称「サポステ」）」を設置し、総合的な相談・支援を実施しています。茨城県内には3カ所のサポステが設置されており、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験など就労に向けた取り組みを行い、働くことに悩みを抱えた若者が、働くために行動を起こせるようサポートしています。

サポステは、厚生労働省から委託を受けた、全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、一般社団法人、株式会社などが実施しています。

## 利用料金はかかるのか

相談・支援は無料です。ただし、プログラムの内容によっては参加費、交通費を自己負担していただくことがあります。

## サポステにはどのように相談したらいいのか

電話による相談、個別面接（事前予約制）を行っています。また、一部の市町村やハローワークでは、出張相談を実施しています。まずはお気軽にお問い合わせください。本人からの相談はもちろんのこと、ご家族からの相談も受け付けています。

### 「サポステ」に関する問い合わせ先

#### ●いばらき若者サポートステーション

電話：029-306-7566 / FAX：029-306-7571

E-mail：info@saposute.jp / HP：http://www.saposute.jp/

【対象地域】県北地域、県央地域、鹿行地域及び石岡市にお住まいの方

#### ●いばらき県西若者サポートステーション

電話：0296-54-6012 / FAX：0296-54-6013

E-mail：hola@iw-saposute.org / HP：http://www.iw-saposute.org/

【対象地域】県西地域にお住まいの方

#### ●いばらき県南若者サポートステーション

電話：029-893-3380 / FAX：029-893-3381

E-mail：info@saposute-tsukuba.jp / HP：http://saposute-tsukuba.jp/

【対象地域】石岡市を除く県南地域にお住まいの方

#### ●茨城県商工労働観光部職業能力開発課 技能振興グループ（県庁舎15階）

電話：029-301-3656 / FAX：029-301-3669

# 平成28年度 全国労働衛生週間

## 健康職場 つくる まもるは みんなが主役

### <趣 旨>

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しており、本年で67回を迎えます。

近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題になっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっています。また、業務上疾病の被災者は、平成27年は前年より減少したものの近年は横ばいとなっています。

このようなことから、特に本年度の取組事項としては、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、②表示義務対象となる化学物質の範囲の拡大、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させたところであり、その確実な履行が必要となっています。

このような背景を踏まえ、今年度は、「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。



### <期 間>

10月1日から10月7日まで（準備期間：9月1日～30日）

### <主唱者等>

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛者：各業種別労働災害防止協会（5災害防止団体）

協力者：関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

実施者：各事業場

【お問い合わせ】茨城労働局労働基準部健康安全課 029-224-6215

## 平成28年度「茨城県産業安全衛生大会」が開催されます！

全国労働衛生週間行事の一環として、本年10月12日（水）午後1時から、水戸駅南口のホテルレイクビュー水戸において、「茨城県産業安全衛生大会」が開催されます。

大会では下記内容のとおり、表彰式、事例発表及び特別講演が行われます。

県内各企業の事業主や安全衛生担当者の皆様の積極的な参加をお願いいたします（参加費は無料）。

◆日 時 平成28年10月12日（水） 13:00～16:45（開場12:00）

◆場 所 ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）水戸駅南口より徒歩3分 定員650名

◆内 容

1 優良事業場等表彰

2 事例発表：「TOTO ウォシュレットテクノ(株)茨城工場の安全活動について」

TOTO ウォシュレットテクノ(株)茨城工場 執行役員 茨城工場長 田尻 三幸 氏

3 特別講演：「活断層と地震の科学」～地球規模の大きな営みのなかで地震を知る～

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地質調査総合センター

地震災害予測研究グループ長 阿部 信太郎 氏

【お問い合わせ】一般社団法人茨城労働基準協会連合会029-225-8881

# 障害者の方を対象とした就職面接会を開催いたします！



障害のある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す「ノーマライゼーション」（完全参加と平等）に沿った社会を実現するため、今年度におきましても、県内13カ所のハローワーク（公共職業安定所）を中心に、下記の5会場にて「障害者就職面接会（前期）」を開催いたします。

| 地区別  | 開催日時                                   | 開催場所                                  | 関係ハローワーク        |
|------|----------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|
| 県西地区 | 9月21日（水）<br>13:00～15:30<br>（受付 12:30～） | 筑西会場<br>結城市民情報センター<br>（結城市国府町 1-1-1）  | 筑西 下妻<br>古河 常総  |
| 県北地区 | 9月28日（水）<br>13:00～15:30<br>（受付 12:30～） | 日立会場<br>高萩市総合福祉センター<br>（高萩市春日町 3-10）  | 日立 高萩           |
| 鹿行地区 | 9月27日（火）<br>13:00～15:30<br>（受付 12:30～） | 鹿嶋会場<br>鹿島セントラルホテル<br>（神栖市大野原 4-7-11） | 常陸鹿嶋            |
| 県央地区 | 9月29日（木）<br>13:00～15:30<br>（受付 12:30～） | 水戸会場<br>ホテルレイクビュー水戸<br>（水戸市宮町 1-6-1）  | 水戸 笠間<br>常陸大宮   |
| 県南地区 | 9月26日（月）<br>13:00～15:30<br>（受付 12:30～） | 土浦会場<br>ホテルグランド東雲<br>（つくば市小野崎 488-1）  | 土浦 常総<br>石岡 龍ヶ崎 |

お問い合わせは、最寄りのハローワーク又は茨城労働局職業安定部職業対策課(Tel029-224-6219)まで



# 改正育児・介護休業法等が平成29年1月1日に施行されます！

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するため、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が公布され、来年1月1日から施行されます。



## <改正のポイント>

### I 仕事と介護の両立支援制度関係

#### 1. 介護休業の分割取得

介護休業は、これまで対象家族1人につき要介護状態に至るごとに1回、通算93日まで取得可能とされていましたが、**対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限**として分割取得が可能となります。

#### 2. 介護休暇の取得単位の柔軟化

介護休暇は、これまで1日単位での取得となっていたが、**半日単位の取得が可能**となります。

#### 3. 介護のための所定労働時間の短縮措置等

これまで、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能であった介護のための所定労働時間の短縮措置等について、**介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能**となります。

#### 4. 介護のための所定外労働の免除

**介護のため所定外労働の免除を請求できる制度が新設**されます。

#### 5. 有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和

次の①②のいずれにも該当の場合に、介護休業の取得要件が緩和されます。

① 入社1年以上

② **休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者**

### II 仕事と育児の両立支援制度関係

#### 1. 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

子の看護休暇は、これまで1日単位での取得となっていたが、**半日単位の取得が可能**となります。

#### 2. 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

次の①②のいずれにも該当の場合に、育児休業の取得要件が緩和されます。

① 入社1年以上

② **子が1歳6か月になるまでの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者**

#### 3. 育児休業等の対象となる子の範囲

特別養子縁組の監護期間中の子といった**法律上の親子関係に準じるといえるような関係にある子が育児休業制度等の対象に追加**されます。

#### 4. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、**雇用管理上必要な措置が事業主に義務づけ**られます。

★ 改正法に係る説明会を今後開催する予定としております。

説明会の日程が決まり次第、茨城労働局ホームページ (<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)にてご案内いたします。

<問い合わせ先> 茨城労働局雇用環境・均等室（指導部門） TEL 029-277-8295





**労働委員会の窓から**  
平成 28年6月1日～平成 28年7月31日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

**◆ 今期の事件の状況**

**◆ 審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)  
 ……当該期間中に新規申立てが2件ありました。  
 係属中の事件は2件です。

**【新規事件の概要】**

| 事件名             | 業種           | 申立年月日<br>申立人                       | 申立人の求める救済内容                                                                                            |
|-----------------|--------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H28(不)<br>第1号事件 | 教育、学習<br>支援業 | H28. 6. 30<br>労働組合<br>上部組合<br>個人1名 | 1 懲戒解雇の撤回<br>2 復職までの間の給与及び賞与の支払<br>3 団体交渉の応諾<br>4 謝罪文の交付及び掲示                                           |
| H28(不)<br>第2号事件 | 医療、福祉        | H28. 6. 30<br>労働組合                 | 1 70歳定年制の廃止並びに定年退職の取消し及び復職<br>2 契約更新条項の適用並びに定年退職の取消し及び復職<br>3 復職までの間の賃金相当額の支払<br>4 支配介入の禁止<br>5 謝罪文の掲示 |

**◆ 調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)  
 ……当該期間中に新規申請はありませんでした。

**◆ 個別あっせん事件** (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)  
 ……当該期間中に新規申請が1件ありました。  
 また、1件の係属事件が終了しました。係属中の事件はありません。

次頁につづく



### 【新規事件の概要】

| 事件名     | 業種  | 申請年月日      | あっせん事項                 |
|---------|-----|------------|------------------------|
| (株)F 事件 | 製造業 | H28. 6. 13 | 理由のない解雇に対する損害賠償金の支払い要求 |

### 【終結事件の概要】

| 事件名     | 業種  | 申請年月日      | あっせん事項                 | 終結状況                                                                                         |
|---------|-----|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株)F 事件 | 製造業 | H28. 6. 13 | 理由のない解雇に対する損害賠償金の支払い要求 | 平成28年7月11日、あっせん員協議のうえ、労使各あっせん員が個別折衝を行ったところ、労使双方が本事件のための解決金額に合意したことから、あっせん員立会いのもと協定書を締結し終結した。 |

## 労働委員会講座



### 個別的労使紛争のあっせん

労働条件その他労働関係に関する個々の労働者と使用者との間の紛争(個別的労使紛争)が発生し、当事者間で解決できない場合、労働委員会は個別的労使紛争の解決に向けたあっせんを行っています。この役割を、労働委員会が行っている「個別的労使紛争のあっせん」といいます。

あっせんは、労働委員会の会長によって指名されたあっせん員が、当事者双方の主張の要点を確かめ、当事者間の話し合いを取り持ち、あるいは相互の主張の歩み寄りを勧めることにより、当事者間の自主的な解決を支援する手続きです。簡易かつ迅速に当事者の自主的な合意形成を図ることを目的としていることから、労使双方にとってメリットが大きいものです。

個別的労使紛争のあっせんでは、原則として、公益委員、労働者委員、使用者委員からそれぞれ1名のあっせん員が指名され、三者構成のあっせん員が手続きに参加します。是非、ご利用ください。



### 【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局



〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6  
TEL : 029-301-5563 (総務調整課),  
029-301-5568 (審査課)

E-mail: roudoui@pref. ibaraki. lg. jp

URL: <http://www.pref. ibaraki. jp/soshiki/roudoui/index. html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

## 2016いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間取組宣言書

当社（団体）・事業所は、以下のとおり取組を行います！

|               |         |       |  |
|---------------|---------|-------|--|
| 企業・団体<br>事業所名 |         |       |  |
| 所在地           |         | 〒     |  |
| 連絡<br>担当者     | 所属      | 職氏名   |  |
|               | 電話      | ファックス |  |
|               | メールアドレス |       |  |

◆取組の内容（以下のいずれか1つ以上に○又はご記入ください。）

|                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>1 定時退社・労働時間短縮の取組</b>                                                                                                                                                                                                                 |  |
| <input type="checkbox"/> 11月16日（水）（第3水曜日 県内一斉ノー残業デー）は定時退社に取組めます。<br>（定時退社予定従業員数 人）<br><input type="checkbox"/> 11月中に11月16日以外の日に定時退社に取組めます。<br>定時退社実施日（ ）<br>（定時退社予定従業員数 人）<br><input type="checkbox"/> 労働時間短縮のため、以下の取組を行います。<br>取組内容（ ） |  |
| <b>2 休暇取得促進の取組</b>                                                                                                                                                                                                                      |  |
| <input type="checkbox"/> 11月7日（月）から13日（日）の間（大好きいばらき週間）に休暇取得促進に取組めます。<br><input type="checkbox"/> 11月中で、前年同時期より1日以上多い休暇取得促進に取組めます。<br><input type="checkbox"/> 休暇取得促進のため、以下の取組を行います。<br>取組内容（ ）                                          |  |
| <b>3 育児や介護との両立支援の取組</b>                                                                                                                                                                                                                 |  |
| <input type="checkbox"/> 11月に育児や介護の両立支援制度について、従業員に説明する機会を設けます。<br><input type="checkbox"/> 11月に管理職等への意識啓発（イクボス養成等）に取組めます。<br><input type="checkbox"/> 育児や介護との両立支援のため、以下の取組を行います。<br>取組内容（ ）                                             |  |
| <b>4 その他（社内の実情に応じた取組を自由にご記入ください。）</b>                                                                                                                                                                                                   |  |
| （ ）                                                                                                                                                                                                                                     |  |

◆企業等名称・所在市町村等公表の可否  
（いずれかに○をつけてください。）

|      |       |
|------|-------|
| 承諾する | 承諾しない |
|------|-------|

◆ポスター送付希望の有無  
（いずれかに○をつけてください。）

|      |      |   |       |
|------|------|---|-------|
| 希望する | 希望部数 | 部 | 希望しない |
|------|------|---|-------|

◆企業等概要（該当する項目に○又はご記入ください。）

| 資本金                                                                                                                                                                     | 従業員数                                                                                                                                                                        | 業種                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 5千万円以下<br><input type="checkbox"/> ~1億円以下<br><input type="checkbox"/> ~3億円以下<br><input type="checkbox"/> 3億円超<br><input type="checkbox"/> 該当なし | <input type="checkbox"/> 10人以下<br><input type="checkbox"/> ~50人以下<br><input type="checkbox"/> ~100人以下<br><input type="checkbox"/> ~300人以下<br><input type="checkbox"/> 300人超 | <input type="checkbox"/> 建設業<br><input type="checkbox"/> 製造業<br><input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業<br><input type="checkbox"/> 卸売業・小売業<br><input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 | <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業<br><input type="checkbox"/> 金融業・保険業<br><input type="checkbox"/> 医療・福祉<br><input type="checkbox"/> その他<br>（ ） |
| 県内総事業所数※                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                             | うち推進月間取組事業所数※                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                     |

※企業単位での提出の場合にご記入ください。「事業所」とは支店・営業所・出張所・工場・研究所等をいいます。  
 この様式はホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html> からダウンロードできます。



11月は、いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間です。  
 働き方の見直しへの第一歩を踏み出しましょう！

**11月16日水**は「県内一斉ノー残業デー」  
**11月7日月~13日日**は「休暇取得キャンペーン期間」

主催 茨城県 茨城労働局 いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会

## いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間とは？

茨城県並びに茨城労働局、いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するために、11月を「いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間」とし、第3水曜日（11月16日）に「県内一斉ノー残業デー」を、大好きいばらき週間である11月7日から13日に「休暇取得キャンペーン」を実施します。この月間に向け、企業や団体の皆様から月間内に行う取組を宣言する「いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間取組宣言書」の提出を募集しています。

これまでワーク・ライフ・バランスに積極的に取組んできた企業や団体の皆様も、また、なかなか取組めなかったという企業・団体の皆様も、推進月間を機会に、いつもより少しだけ「働き方の見直しの第一歩」に踏み出してみませんか？ふるってご応募ください！

### 応募締切

平成28年10月31日（月）

### 応募対象

裏面宣言書の取組み内容のいずれかひとつ以上に取組む茨城県内の企業、団体、事業所、自治体等

※本社所在地、業種、規模等に関係なく応募いただけます。

※応募は企業単位、事業所単位のいずれも可能です。

### 応募者特典

県ホームページで取組をご紹介します。（同意された方のみ）  
ポスターを差し上げます。

### 応募方法

#### 郵送・FAX

裏面の宣言書にご記入のうえ、切り取り線で切り取り、郵送又はFAXでお申し込みください。

#### 電子メール

ホームページに掲載されている宣言書を添付又は宣言書の記入項目をメール本文に入力のうえ、電子メールでお申し込みください。

### お問合せ・宣言書応募先

#### 茨城県商工労働観光部労働政策課 労働経済・福祉グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649

E-mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbttop.html>

## いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会とは？

いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会は、一般社団法人茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会茨城県連合会、茨城労働局、茨城県で構成され、本県のワーク・ライフ・バランス推進に向け、官民連携して取組んでいる団体です。

## ワーク・ライフ・バランスとは？

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、「仕事」と「生活」（家事や育児、趣味や自己啓発など仕事以外の時間）との調和がとれていて、どちらも充実していることです。

## ワーク・ライフ・バランスの推進のメリットは？

以下のようなメリットがあります。

多様な従業員の定着（離職率の低下）

優秀な人材の確保（採用）

従業員の満足度や仕事への意欲の向上

従業員の生活者としての視点や創造性、時間管理能力の向上

コスト削減（残業代など）

生産性や売り上げの向上

部下や同僚従業員の能力向上

企業イメージや評価の向上

従業員の心身の健康の保持増進

※出典「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット（内閣府）」

## 県内企業・団体の取組のご紹介（平成27年度ワーク・ライフ・バランスシンポジウム登壇企業・団体）

### 株式会社筑波銀行

（平成27年度均等・両立推進企業表彰（均等推進企業部門）  
茨城労働局長優良賞受賞、平成27年プラチナくるみん認定（北関東初））

「全ての職員が働きやすい環境づくり」を目指して、総労働時間の縮減や有給休暇の取得促進など「働きやすい職場の形成」を進めており、仕事と子育て・介護との両立支援や行員のキャリア形成支援に取り組んでいます。

働き方の見直しのため、退行時刻を毎月5分ずつ早める「タイムチャレンジ5（分）」を実施し、一般事業主行動計画期間中（H24.4～H27.6）で、全営業店の退行時間が22分短縮され、全店平均退行時間が午後7時を切るようになりました。

また、育児休業取得率は男性が19.7%、女性が100%となりました。

さらに「仕事と育児の両立サポートガイドブック」をパートタイマーも含めた全職員に配布するとともに、行内LANへの掲載も行っています。

### 社会福祉法人勇成会

（平成27年くるみん認定）

1時間単位での年休取得ができるほか、リフレッシュ休暇制度を設けているため、休みがとりやすい環境となっています。平成24年頃から、ノー残業の取組を始め、現在は、残業ゼロとなっています。そうした取組の結果、職員の時間の使い方が上手になってきたと思います。

また、第1期の一般事業主行動計画期間中（H24.4～H26.12）の女性職員の育児休業取得率が100%、男性職員の子の看護休暇取得者が5名となりました。

取組を進めた結果、出産・育児などにより10%を超えていた離職率が10%未満に低下しました。

#### 「くるみん」認定

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が従業員の仕事と子育てに関する行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、企業の申請により厚生労働大臣が認定

#### 「プラチナくるみん」認定

「くるみん」認定を受けている企業がより高い水準の取組みを行い、一定の要件を満たした場合に、企業の申請により厚生労働大臣が認定



# カウンセリング講座のご案内

(公財)茨城カウンセリングセンターでは、カウンセリング講座の受講者を募集しています。  
 カウンセリングを学ぶことにより、よりいきいきとした、内側からあふれるような生き方をめざしてみませんか？皆様、ぜひお申し込みください。  
 講座内容等については <http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/page3.html> でご覧いただけます。

## 1. 入門コース

- ◇期間 2016年10月22日(土)～2017年9月30日(土) 全12回
- ◇日時 毎月1回 第4土曜日(12月は第3・9月は第5土曜日)午後2時～4時
- ◇会場 茨城県産業会館 大会議室
- ◇受講料 32,400円(消費税込)
- ◇テーマ 「カウンセリングとは何か」等
- ◇定員 100名

## 2. レクチャーコース

※入門コースを終了された方、及び入門コースを受講中の方のためのクラスです。

- ◇期間 2016年11月5日(土)～2017年8月5日(土) 全10回
- ◇日時 毎月1回 第1土曜日 午後2時～4時
- ◇会場 茨城県産業会館 大会議室
- ◇受講料 27,000円(消費税込)
- ◇テーマ 「支え合う心」
- ◇定員 100名

## 3. 体験学習コース

※入門コースを終了された方のためのクラスです。

- ◇期間 2016年11月12日(土)～2017年8月19日(土) 全10回
- ◇日時 毎月1回 第2土曜日(2月、8月は第3土曜日)午後2時～4時
- ◇会場 茨城県産業会館 中会議室
- ◇受講料 32,400円(消費税込)
- ◇テーマ A 「心をほぐすコミュニケーション技法 ～分かち合いを中心に～」  
 B 「夢とつきあう ～内なる自分との対話～」
- ◇定員 A・B 共に16名

## 【お問い合わせ・お申し込み】

電話、FAX、E-mailで(公財)茨城カウンセリングセンターまでお申し込みください。

(公財)茨城カウンセリングセンター

水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階

電話 029-225-8580 FAX 029-225-1872 E-mail [iccnet@sunshine.ne.jp](mailto:iccnet@sunshine.ne.jp)

URL <http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/index.html>





茨城県

# いい顔で 働こう。

いばらきは首都圏にありながら、地方の良さもあわせもっている。つまり都心では手に入らないことや、地方では叶えられないことの、どちらにも手が届く。欲張ってほしい。就職は、生き方の選択。いばらきには、世界を舞台にビジネスを展開する企業や産業がある。農業もある。宇宙だってある。てっぺんも十分狙える。なにより、若い力に期待を寄せ、その活躍を心待ちにしている人がいる。都心でくすぶっている暇なんかないぞ。さあ、いばらきに、挑もう。いばらきで、いい顔で働く大人になろう。

## いばらき県

いばらきの魅力の特設サイトで発見  
<http://www.ibaraki-uij.jp>

# 報告！インターンシップ

平成 28 年 8 月 22 日～8 月 26 日の 1 週間、茨城県労働政策課で 4 人の学生がインターンシップを行いました。

以下、インターンシップ生による報告です！

## 〈インターンシップの内容〉

本庁の方に労働政策課の業務内容を説明していただいた後、県庁舎内の見学、書類の整理や新聞記事収集などの簡単な事務作業を体験しました。

また、インターンシップの 2 日目には、いばらき就職・生活総合支援センターで業務内容の説明や、利用者側からの目線での施設の見学・体験をしました。

### ● 政策立案体験

2 日かけて政策立案体験をさせていただきました。課題は「茨城県外から県内へ労働力を流入させる」「茨城県民を県外に流出させない」の 2 つで、時間も多くいただいておりますが、一から案を出すこと、効果のある内容を充実させること、予算案をまとめることは想像以上に難しかったです。私たちの案を実際に政策を毎年作成されている県庁職員の方々に発表するのは大変緊張しましたが、貴重な経験をさせていただきました。

### ● 就職支援センター(ジョブカフェ)

就職支援センターでは、求職者カードの記入・登録作業を行ったり、キャリアカウンセリングを受けました。また、実際に開催されている就活スキルアップセミナーの受講もしました。利用者の目線から施設の利用をさせていただき、就職支援センターでの経験をいかして、今後の就職活動で満足できる結果につなげたいと思います。

### ● 新聞記事収集

新卒採用、朝一のしごと・新聞記事収集を私たちインターン生も体験しました。各紙から労働政策に関わる記事を切り抜き、スクラップを作成。課のメンバーはそのスクラップを見て、最新の労働政策事情を知ることができます。新聞記事収集は時流に沿った政策の立案・実行を下支えする重要な業務です。私達インターン生もその責任をしっかりと受け止め、未熟ながらも全力で務めさせていただきました。

# インターンシップを振り返って

筑波大学 3 年次 沼知 誠大

私は「茨城県庁のしごと」の実情を知りたくて、インターンシップに参加しました。携わることができたのは業務の一部ですが、この一週間、常々、責任とやりがいを感じておりました。

「茨城をより良くするためには」という命題に対し、県庁は政策の立案と実行で応えます。私はこの一週間、その様子を見つめて参りました。そこには、政策を実行にまで移すために、様々な職員や課、出先機関、関係者と綿密に連携し、努力する姿がありました。

皆さんの情熱をひしひしと感じながら、実際に業務に携われるインターンシップは刺激的で、たくさんのことを感じ、学べる最高の機会でした。

茨城大学 3 年次 関田 江里

私は 1 週間のインターンシップで、県庁の仕組みや労働政策課における業務、就職支援センターにおける業務など様々なことを学ばせていただきました。特に政策立案体験は、実効性のありそうな案を考えたうえでその予算を考えるということが想像以上に難しく、県庁の業務がいかに大変なのかが伝わってきました。しかし、このような普段では体験できないようなことをやらせていただいたことによって、以前より公務員の仕事というものが明確となり、今後の大学生活や就職活動にいかしていきたいと思います。

茨城大学 3 年次 入江 花恋

今回、1 週間という短い期間ではありましたが、茨城県庁でのインターンシップは自分にとって大変貴重な経験となりました。実際に茨城県庁の現場を覗くことで、外からでは分からない、公務員の業務の幅が自分のイメージよりも広いことを知ることができました。また、茨城県庁の皆さんが県のために働いていることがとても伝わってきました。そして、自分の公務員を目指そうという意識と、県のために働きたいという意識の向上にもつながりました。この経験を忘れずに、今後の公務員の学習により一層励んでいこうと思います

米沢女子短期大学 1 年次 青木 まりな

1 週間という短い期間でしたが、労働政策課でインターンシップをさせていただきました。新聞記事収集や書類整理などの事務的な作業から、政策立案のような考える作業まで幅広く体験することができました。インターンシップに参加しなければ分からない職員さんの大変さや、やりがいというものを知ることができ、公務員を目指す気持ちがより一層高まりました。今回のインターンシップの体験を来年の就職活動でいかしたいと思います。



～終わりに～

御多忙中にもかかわらず、私たちのために貴重な時間をさき、御指導していただいた労働政策課、就職支援センターの職員の方々にお礼を申し上げます。これから就職活動をしていくうえで、今回の経験をいかしていきたいと思います。

茨城労働 Seed  
9月号 第695号  
平成28年9月発行

茨城県商工労働観光部労働政策課  
〒310-8555 水戸市笠原町978番6  
TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>